

令和 2年度

東京湾中央航路水温監視装置保守点検

特記仕様書

令和 2年 2月
国土交通省関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 業務概要

本業務は、中ノ瀬航路第四号灯標に設置中の水温監視装置について、保守点検を行うものである。

2. 履行場所

中ノ瀬航路（海上交通安全法）（別添図参照）

3. 履行期間

令和 2年4月1日から令和 3年3月31日までとする。

なお、履行期間は日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び全土曜日を休日として設定している。

4. 業務内容

工 種 名 称	単 位	数 量	摘 要
保守点検			
保守点検①	回	36	中ノ瀬航路第四号灯標の気中部目視点検
保守点検②	回	12	中ノ瀬航路第四号灯標の気中部及び水中部点検
報告	式	1	

5. 支給材料及び貸与物件

なし

6. 業務仕様

6-1 総 則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

6-2 保守点検

本業務実施にあたり、事前に業務計画書を作成し速やかに必要な届出、申請を行うものとし、契約締結日から作業開始できる体制を整えるものとする。

(1) 保守点検①

中ノ瀬航路第四号灯標に設置している水温監視装置について、1週間に1回、海上より目視点検を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとする。

なお、保守点検②を実施する週には保守点検①を実施しないものとする。

(2) 保守点検②

中ノ瀬航路第四号灯標に設置している水温監視装置について、1ヶ月に1回、気中部及び水中部の点検を行うものとする。点検の内容については別表-1のとおりとし、水中部点検については潜水士により行うものとする。

(3) 点検を行うにあたり、結束バンド等の消耗品については適宜交換するものとする。

(4) 毎月に点検内容をとりまとめ、別表-2 及び状況写真を調査職員に提出し、報告するものとする。

(5) 点検により異常が発見された場合は、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示により処置を講じるものとする。

7. 検査

(1) 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

(1) 本業務を実施するにあたり、安全に十分留意するものとし、機器等に損傷を与えないよう慎重に行うものとする。

(2) 中ノ瀬航路第四号灯標の水中部点検を行う際には、国際VHF無線搭載の安全監視船1隻を配置しなければならない。

(3) 実施にあたっては、通行船舶の安全に十分留意しなければならない。

(4) 観測データの異常値が確認された時等は発注者より、臨時の点検を指示する場合がある。

実施時期については発注者と協議し、適切な時期に実施するものとする。

なお、それに伴う変更契約は、履行期間の末日までに行うものとする。

(5) 点検の結果、部品交換の追加等業務内容の変更をすることがある。

なお、それに伴う変更契約は、履行期間の末日までに行うものとする。

(6) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(7) 鮫に対する安全対策が必要とされる場合は、調査職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。

なお、必要な対策を講じた場合は、履行期限の末日までに契約変更を行うものとする。

(8) 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年4月1日施行）に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。

以 上

点 検 箇 所	点 検 項 目
<p>【点検①】</p> <p>1. 無線データ電送装置</p> <p>2. 水温計測アレイ</p> <p>【点検②】</p> <p>1. 無線データ電送装置 (太陽電池パネル含む)</p> <p>2. 水温計測アレイ</p>	<p>1) 灯標への取付状態の確認</p> <p>1) 保護ホースの灯標への取付状態の確認 (気中部)</p> <p>1) 破損の有無</p> <p>2) 灯標への取付状態の確認</p> <p>3) 汚損の有無</p> <p>4) 汚れ、付着物があれば清掃すること</p> <p>5) 装置取付金具のボルト・ナット類のゆるみの有無</p> <p>1) 水温計測アレイ、保護ホースの損傷等の有無 (全延長)</p> <p>2) 灯標への取付状態の確認</p> <p>3) 付着物等の有無 (全延長)</p> <p>4) 汚れ、付着物があれば清掃すること</p>

保守点検チェックリスト

点検項目等

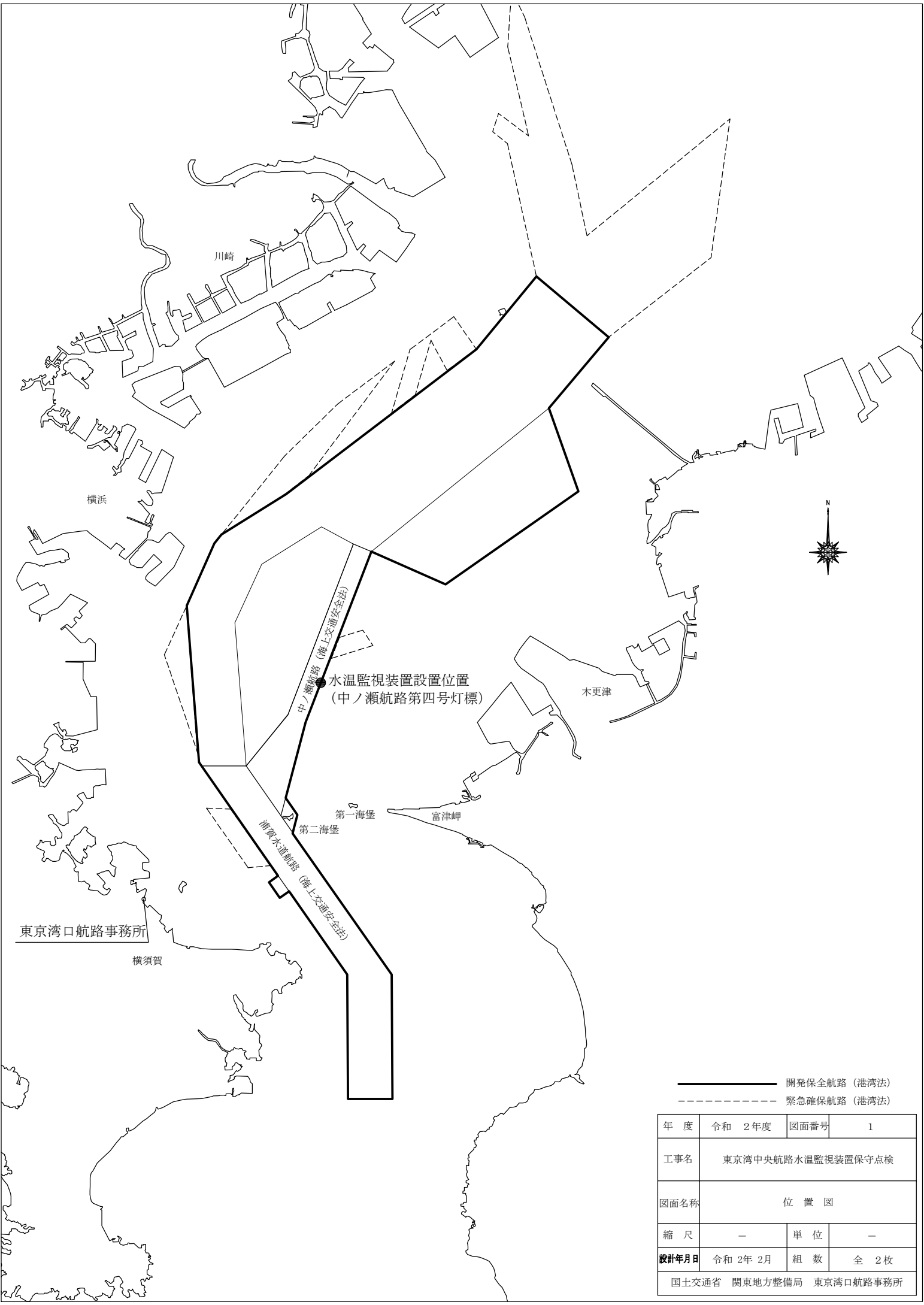
別表-2

点検年月日		点検者			
保守点検内容		判定方法	判定		備考
【点検①】					
無線電送装置 データ	1) 灯標への取付状態の確認	目視	異常有り	異常無し	
水温計測 アレイ	1) 保護ホースの灯標への取付状態の確認 (気中部)	目視	異常有り	異常無し	
【点検②】					
無線電送装置 データ	1) 破損の有無	目視	有	無	
	2) 灯標への取付状態の確認	目視	異常有り	異常無し	
	3) 汚損の有無	目視	有	無	
	4) 汚損の清掃	作業	した	しない	
	5) 装置取付金具のボルト・ナット類のゆるみの有無	目視、工具	有	無	
水温計測 アレイ	1) 水温計測アレイ、保護ホースの損傷等の有無 (全延長)	目視	有	無	
	2) 灯標への取付状態の確認	目視	異常有り	異常無し	
	3) 付着物等の有無 (全延長)	目視	有	無	
	4) 付着物等の清掃 (全延長)	作業	した	しない	
(記 事)					

令和 2年度

東京湾中央航路水温監視装置保守点検

図面番号	図面名称	摘要
1	位置図	
2	水温監視装置設置図（中ノ瀬航路第四号灯標）	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		



東京湾口航路事務所

横須賀

川崎

横浜

中ノ瀬航路 (海上交通安全法)

水温監視装置設置位置
(中ノ瀬航路第四号灯標)

木更津

第一海堡
第二海堡

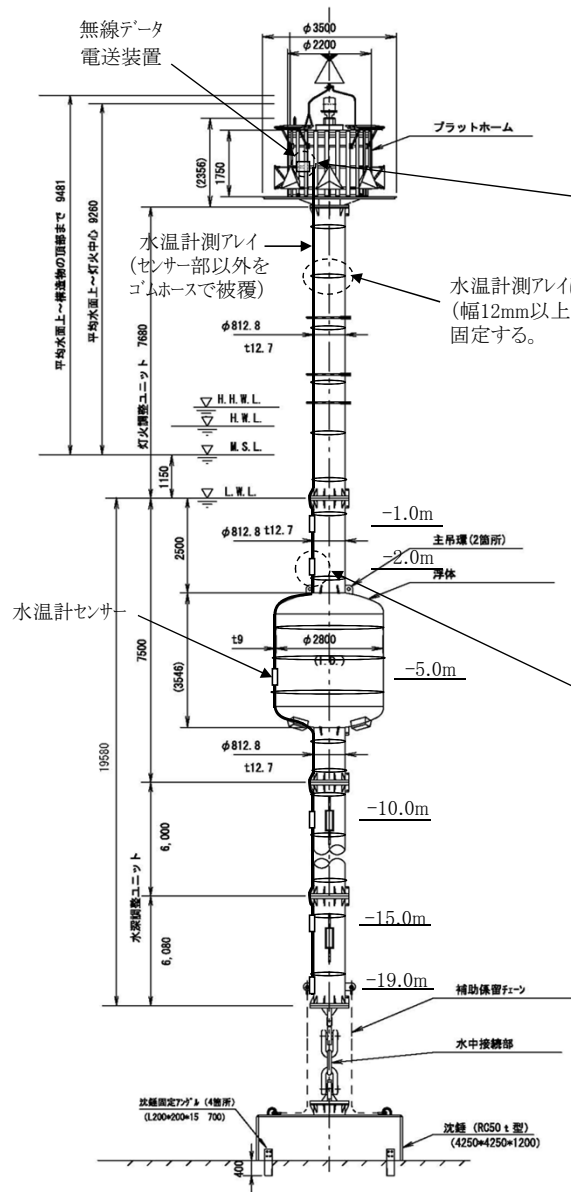
富津岬

浦賀水道航路 (海上交通安全法)

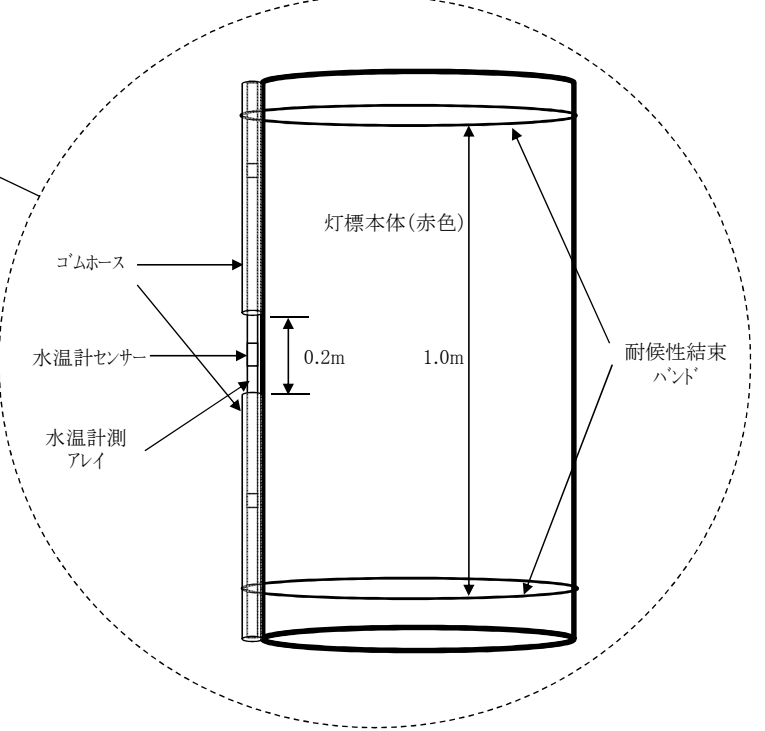
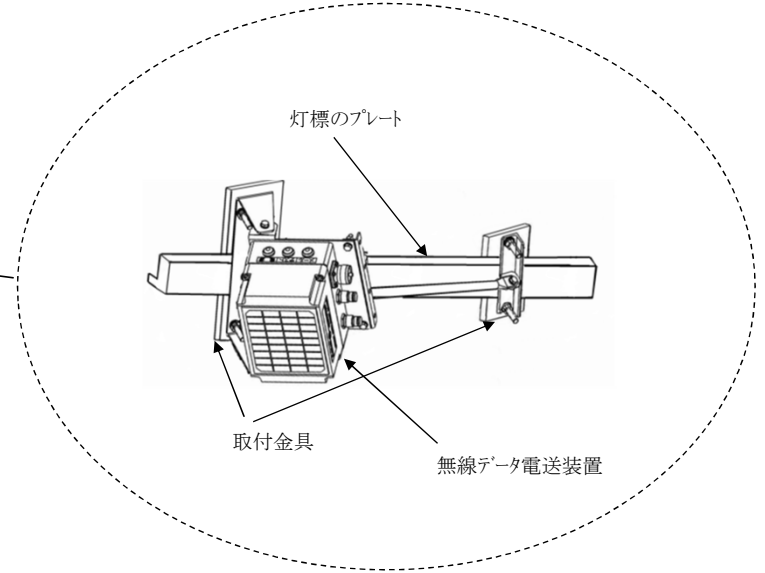
—— 開発保全航路 (港湾法)
- - - 緊急確保航路 (港湾法)

年度	令和 2年度	図面番号	1
工事名	東京湾中央航路水温監視装置保守点検		
図面名称	位置図		
縮尺	-	単位	-
設計年月日	令和 2年 2月	組数	全 2枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			

水温監視装置設置図(中ノ瀬航路第四号灯標)



水温計測アレイは、耐候性結束バンド[®] (幅12mm以上)にて灯標本体に固定する。



年度	令和 2年度	図面番号	2
件名	東京湾中央航路水温監視装置保守点検		
図面名称	水温監視装置設置図(中ノ瀬航路第四号灯標)		
縮尺	—	単位	—
設計年月日	令和 2年 2月	組数	全 2枚
国土交通省 関東地方整備局 東京湾口航路事務所			